

マンツーマンでの「無料」起業活動支援！ 起業家育成キャンパス 受講生募集！！

これから起業しようと考えている方を対象に、起業家支援施設：S-Cubeの経営支援の専門家がマンツーマンで、事業計画作りから会社設立まで、起業のための活動を支援します！！

- 【開校期間】：令和元年11月～令和2年3月
【キャンパス】：さかい新事業創造センター [S-Cube]
【講師】：さかい新事業創造センター インキュベーションマネージャー
【内容】：①起業家支援施設「さかい新事業創造センター（S-Cube）」のインキュベーションマネージャー（起業支援の専門家）が月2回程度、マンツーマンでの面談を実施(受講日時は、担当マネージャーと相談の上決定)。
（面談内容は、事業計画のブラッシュアップや課題の相談解決等です）
②必要に応じて、S-Cubeがもつネットワークをいかして、各種支援制度や専門家の紹介など、起業に向けた活動を幅広くサポートします。
- 【対象】：起業に向けた活動支援を希望する堺市内在住・在勤・在学の方か、堺市内で起業予定の方
- 【費用】：無料
- 【定員】：1)11月～受講：3名 2)1月～受講：10名
（※受講に際して事前審査があります。）
- 【応募締切】：1)令和元年11月29日（金） 2)令和元年12月20日（金）

▽ 受講を希望される方は、S-CubeのHPに掲載されている受講申込書に必要事項をご記入のうえ、S-Cube事務局(事業担当)までメールかFAXでお申し込みください。

※ 受講申込書にお書き頂くTEL/e-mail等の番号は、審査結果を通知させて頂く際に用いますので、可能な限り連絡のつきやすいものをご記入ください。

※堺市創業支援事業計画（特定創業支援事業）

本事業は、堺市の創業支援事業計画に位置づけられた特定創業支援事業にあたります。堺市の創業支援事業計画に位置づけられた特定創業支援事業を受けた創業者は、以下の特典を受けることができます。詳細は、堺市ものづくり支援課(Tel. 072-228-7534)まで、お問い合わせください。

- 会社設立時の登記にかかる登録免許税が半額
- 創業者向け信用保証の特例
- 日本政策金融公庫の新事業制度の優遇措置 等



<無料託児サービスが必要な方は、事前にご相談ください。>
※3カ月～未就学児対象

- 【問 合 先】：(株)さかい新事業創造センター(担当：山埜・西浦)
堺市北区長曾根町130番地42
TEL:072-240-3775 FAX:072-240-3662
HP: <http://www.s-cube.biz/> E-mail: campus@s-cube.biz